

医療法人社団友和会基本綱領

はじめに

医療法人社団友和会友和病院は、精神科専門病院として1978年の開設以来、「自由、責任、活動そして大切に思う心」を基本理念に掲げ、精神障がい者と認知症の患者さんの自由な意志を尊重し、患者さんの責任ある行動への信頼を元に、生き生きとした入院生活と地域での安定した生活が送れるよう、治療と地域生活支援を行ってきました。

2015年からは、精神障がい者の地域生活を支えるため多機能型精神科クリニック「串戸心療クリニック」を開設し、同時に関連の高齢者施設「光風舎」など、活動拠点を増やして今日を迎えています。

私達は今、少子高齢化と人口減少という、経験したことのない時代の到来を前に、これまで培った精神障がい者や認知症高齢者など、社会的弱者とされる方々との関わりの中で培われた「大切に思う心 (Respect)」と積み重ねた技術をもって、医療と介護に取り組んで行きたいと考え、新たにこの綱領を定めます。

目次

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 患者さんの権利と責任
4. 入院中の精神障がい患者さんの権利宣言
5. 医療法人社団友和会倫理綱領
6. 個人情報保護に関する基本指針

2023/05/25

1. 基本理念

私達は、「自由 (Freedom)、責任 (Responsibility)、活動 (Activity) そして大切に思う心 (Respect)」を基本理念とし、患者さんの人権を尊重し、患者さんの視線に立って、安心・安全な医療と地域生活支援を提供します。

2. 基本方針

- 1) 患者さんの人間としての権利を尊重し、全ての職種が協働して、安全で質の高い医療を提供します。
- 2) 地域に開かれた精神科病院として開放的な治療を推進し、患者さんの地域生活支援を行います。
- 3) 認知症高齢者の心身の特性に配慮した適切な医療とケアを提供し、機能の維持、増進に務めます
- 4) この地域の医療保健福祉ネットワークの中心的な存在として、専門治療、リハビリテーション、地域生活支援の切れ目のない提供をめざします
- 5) 安全と安心の医療を確保しサービスの質の向上のため、常に最新の専門知識の習得と技術の研鑽につとめます

3. 患者さんの権利と責任

(患者の権利に関する WMA リスボン宣言より抄出)

- 1) 人間としての尊厳を保ちながら、平等に、良質かつ安全な医療を受ける権利があります
- 2) 職員から丁重に敬意を込めて扱われ、不当に拘束されたり苦痛を与えられたりすることなく、病状に応じた専門的な対応と援助を受ける権利があります
- 3) わかりやすい言葉で十分な説明と情報提供を受け、自らの意思で治療法などを決定する権利があります
- 4) 自己に対する医療行為について、必要と思えば他の医療機関の医療従事者の意見 (セカンド・オピニオン) を求めることができます
- 5) 個人に関するプライバシーを保護される権利があります
- 6) 自己に関する診療録、検査結果等を含むすべての医療記録の、閲覧や複写を請求す

る権利があります

7) 自分自身の心身の状態、生活状況等、治療上必要な情報を正確に提供し、医療従事者と共同して治療に参加する責任があります

8) 病院の規則や社会的ルール守り、他の患者さんの治療の妨げにならないよう配慮して行動する責任があります

9) 入院中の精神障がい患者さんの権利については、「入院中の精神障がいの患者さんの権利宣言」を特別に設けて以下に宣言します。

4. 入院中の精神障がい患者さんの権利宣言

1) 常にどのようなときでも、個人として、その人格を尊重され、暴力や虐待、無視、放置など非人間的な対応を受けない権利があります。

2) 自分が受ける治療について、分かりやすい説明を理解できるまで受け、自分が受けている治療について知る権利があります。

3) 一人ひとりの状態に応じた適切な治療及び対応を受け、不適切な治療及び対応を拒む権利があります。

4) 退院して地域での生活に戻っていくことを見据えた治療計画が立てられ、それに基づく治療や福祉サービスを受ける権利があります。

5) 自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意見を表明し、自己決定できるようにサポート(援助)を受ける権利があります。また、自分の意見を述べやすいように周りの雰囲気、対応が保障される権利があります。

6) 公平で差別されない治療及び対応を受ける権利があります。必要な補助者(通訳、点字等)をつけて説明を受ける権利があります。

7) できる限り開放的な、明るい、清潔な、落ちつける環境で治療を受ける権利があります

8) 自分の衣類等の私物を、自分の身の回りに安心して保管しておける権利があります。

9) 通信・面会を自由に行える権利があります。

10) 退院請求を行う権利及び治療・対応に対する不服申立てをする権利があります。また、これらの権利を行使できるようサポート(援助)を受ける権利、これらの請求や申し立てをしたことによって不利に扱われない権利があります。

医療法人社団友和会倫理綱領

医療法社団友和会は、基本的人権はもとより、当法人の「基本理念・基本方針」、「患者さんの権利と責務」などに基づき、医療の公共性、社会的責任を自覚し、法令を遵守し、誠実・公正に職務を遂行する。すべての職員が臨床における様々な問題に対応し、患者さんにとってもっとも望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床倫理に関する方針を定める。

1.臨床倫理の原則

(1) 個人の尊重

判断能力のある患者さんの治療方針や治療法についての決定は、ご家族の希望、医師の勧めに反していても尊重する。患者さんの意思決定能力が病気 薬剤等によって損なわれている場合は、ご家族または法定代理人との緊密な話し合いに基づいて治療方針を決定する。ご家族または法定代理人が不在の場合は、可能な限り多職種にて十分に検討の上治療方針を決定し、その結果を文書に記録する。

(2) 守秘義務

個人情報保護法を遵守し、当院の「個人情報保護に関する指針」に基づき、診療の過程で得た、患者さん・ご家族に関する職務上知り得た個人情報につき、在職中、退職後にかかわらず守秘義務を遵守する。

(3) 患者さんの知る権利

患者さんが自己決定できるよう、診断や治療法、予後の見通しについて私達の持つ全ての情報を提供し、わかりやすい言葉で十分な説明と情報提供を行う。患者さんが、誤解や誤った情報に基づいて誤った決定をされないよう、真実の情報を提供する事に務め、患者さんの自由な選択を支援する。

(4) 情報の開示

診療情報を適正に記録・管理し、開示請求には当院の「個人情報保護指針」に基づき、原則全面的に開示する。

(5) 関連諸機関との連携と協力

地域の医療・保健・介護・福祉の包括的推進に協力し、関係諸機関・施設等との連携・協力関係を構築する。

(6) 個別の倫理的課題に対する対応

人生の最終段階における医療、虐待防止、患者さん及びご家族からの暴言や暴力などの具体的問題については、別途定める方針、指針に基づいて、適切に対応する。

(7) 精神科病院特有の倫理的課題

精神科医療に特有の倫理的課題である、強制入院に関する課題、隔離・拘束を含む入院中の処遇に関する課題については、厚生労働省のガイドライン及び「行動制限最小化指針」に従って適切な対応を行うとともに、具体的な手続きや手順について別途定める。

(8) 私達は、病院経営を通じて、決して患者さんを収奪し、不当な利益を得ることをしないことを誓う。

2 個別的倫理課題に対する対応方針

(1) 人生の最終段階における医療について

当院の「看取りに関する指針」に基づき対応する。人生の最終段階であることを客観的な情報に基づいて判断し、患者さんの意思を尊重するとともに、患者さん・ご家族と診療チームとの十分な話し合いにより方針を決定することを原則とする。また、可能な限り苦痛や不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助も含めた総合的な医療及びケアを行う。

(2) 虐待に対する対応

当院の「虐待防止・対策マニュアル」により、患者さんが、こども虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及びパートナーからの暴力(DV) 等を受けた又は受けている場合などの早期発見に努め、その疑いがあるときは、速やかに適切な公的機関に連絡し、対応する。

(3) 院内における障がい者虐待防止のため、「障がい者虐待防止マニュアル」を作成し、業務従事者による虐待を未然に防ぐ体制の構築に努める。

(4) 患者さんの暴言や暴力に対する対応

当院の「患者さんからの暴力に対する対策マニュアル」に基づき対応する。

3. 「医療方針社団友和会 倫理委員会」について

その他の倫理的問題については当綱領に従い判断するが、特に重要な問題については「医療法人社団友和会 倫理委員会」で審議を行い、その答申に従う。

個人情報保護に関する基本指針

基本方針

当法人は、基本理念、基本方針に基づいて、日頃より患者さんとの信頼関係に基づく質の高い医療とより良いサービスの提供に努めています。医療サービスを的確・迅速に提供するうえで患者さんに関するいろいろな情報が必要となりますが、患者さんの個人情報を適正に管理するために、当法人では、下記の基本方針に基づき、患者さんの個人情報の保護と管理に取り組んでおります。

1 法令等の遵守

当法人は、「個人情報の保護に関連する法律」を遵守し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）に基づき、当法人の個人情報保護に関する遵守基準を定め、患者さんの情報管理を行っています。

2 個人情報の取得

当法人は、適切な医療サービスの提供に必要な範囲において、正当な手段によってのみ患者さんの個人情報を取得します。また、患者さんの個人情報を取得するにあたっては、利用目的を明示します。なお、必要な情報の範囲に関しては、医学的、専門的判断を必要とする場合もありますので、疑問な点についてはご説明いたします。

3 個人情報

当法人は、当法人が運営する医療機関等（友和病院、串戸診療クリニック、訪問看護ステーションゆうわ、訪問看護ステーション和み、相談支援事業所エスペランサ、グループホームエスペランサ）との連携を図るため、当法人内においてのみ、個人情報を共有します。また、患者さんの個人情報の利用については以下の場合を除き、利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ・患者さんご本人の了承を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に加工（匿名化）して利用する場合
- ・法令等により提出を求められた場合

4 個人情報の適正管理

当法人は、個人情報の保護の重要性について全職員に対する教育・啓発に努めるほか、個人情報保護管理・監督者を設置し、適正な管理・監査体制を確立し、運用します。また、患者さんの個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止し、安全で

正確な管理に努めています。検査業務や給食業務等の一部を外部に委託していますが、当法人では信頼のおける事業者を選択すると同時に、患者さんの個人情報ที่ไม่適切に取り扱われないように契約を取り交わしています。

5 個人情報の開示等

当法人では、当法人が保有する患者さんご本人の個人情報について開示を求められた場合には、「診療情報の提供等に関する指針」（厚生労働省）及び当法人の診療情報開示規定に基づき、適正に対応します。

また、患者さんの個人情報の訂正、利用停止に関するお申し出についても調査を行い適切に対応します。

6 お問い合わせ窓口

当法人の「個人情報に関する基本方針」や患者さんの個人情報の取り扱い等に関するお問い合わせは、下記の窓口でお受けします。

医療法人社団友和会友和病院 地域連携室（☎0829-74-0688）

7 以上の指針を適正に実行する為、細部の取り扱いを、

「個人情報保護本指針」

「個人情報保護基本規定」

「診療情報提供基本規定」

「診療情報の開示を希望する方への案内」

「個人情報の安全管理措置」

等に定める。

医療法人社団友和会基本綱領として、2023年11月30日新しく定めた。

2024/3/10改訂